

「う・ら・ら」バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

1 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けている。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、乗車人数が 23 人乗り以下であって車両総重量 5 トン以下の自動車について、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となる。

2 申請理由

平成 31 年 10 月に実施予定の町運行バス「う・ら・ら」のダイヤ改正において、小型車両（14 人乗りハイエース）を導入する予定であるが、下記の理由により、移動円滑化基準第 43 条の規定による、基準適用除外認定を申請する。

記

- (1) 「う・ら・ら」の新路線においては、小型車両でなければ運行できないような狭路等がある交通空白地帯を運行予定のため、小型車両が必要である。
- (2) 移動円滑化基準に対応した小型車両を導入しようとするすると乗車可能人数が 5 名は少なくなってしまう。年間利用者が約 26 万人と多い「う・ら・ら」では、乗りこぼしを防ぐために可能な限り乗車可能人数を多くする必要がある。
- (3) 移動等円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者などについては、別途、東浦町で実施している「障がい者タクシー料金助成事業」などの利用により移動手段の確保を図る。

3 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 2 号	乗降口のスロープ
第 39 条	：車いすスペース
第 40 条第 1 項	：通路の幅
第 40 条第 2 項	：通路の手すりの間隔
第 41 条	：運行情報提供設備等